

議案第 5 0 号

東郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

東郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い必要があるからである。

東郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

東郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年東郷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え、同条第4項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

第11条中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休業」に改める。

第15条第1項中「第19条第1項」を「第19条の2第1項」に改め、同条第3項中「同条例」を「給与条例」に改める。

第15条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休業）

第15条の3 子育て部分休業は、職員（育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の対象となる職員を除く。）が小学校就学の始期から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休業の時間は、1日につき2時間又は1年につき10日相当を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休業については、給与条例第24条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条第2項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第16条（見出しを含む。）中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休業」に改める。

第19条第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第19条の2とし、第18条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第19条 任命権者は、東郷町職員の育児休業等に関する条例（平成4年東郷町条例第1号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出

をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 東郷町職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の東郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合

において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案の概要

1 改正理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）の一部改正等に伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 小学校就学の始期から満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子を養育する職員に対する子育て部分休業について定めること。（第 1 1 条、第 1 5 条の 3 及び第 1 6 条関係）
- (2) 妊娠、出産等についての申出をした職員及び 3 歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等について定めること。（第 1 9 条関係）
- (3) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日等

- (1) 令和 7 年 1 0 月 1 日から施行すること。
- (2) 3 歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等について、経過措置を設けること。